

介護申請・認定に関するよくある質問

Q まだ 65 歳になっていませんが、介護が必要になりました。いつから申請ができますか？

A 申請は 65 歳になる誕生日の 60 日前からできますが、要介護認定の有効期間の開始日は誕生日前日となります。ただし、40 歳から 64 歳までの方で、特定疾病により、介護や支援が必要な方も申請ができます。

～特定疾病～

○がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

○関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靱帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗しょう症

○初老期における認知症 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

○脊髄小脳変形症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○多系統萎縮症

○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患

○閉塞性動脈硬化症 ○慢性閉塞性肺疾患

○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

Q どんな人が介護申請できますか？

A 65 歳以上の方で、寝たきり・認知症などで、入浴・排泄・食事などの日常生活上の動作について介護が必要な方や、家事や身じたくなどの日常生活に何らかの支障がでてきて、介護保険のサービスを利用したいという場合、いつでも介護申請ができます。

40 歳から 64 歳までの方は、特定疾病が原因である場合に限られるため、事前に主治医にご相談ください。

Q 入院中でも申請ができますか？

A 申請はいつでもできますが、入院（転院）直前直後は避けていただき、状態が安定してからご申請いただくようお願いしています。別の病院に移ることが決まっている場合は、病院を移った後に申請をお願いします。その場合、入院先の医師に介護保険の申請を伝えてください。

Q 介護保険被保険者証を失くしてしまいました。申請はできますか？

A 介護保険被保険者証は 65 歳になる月の約 1 月前にご自宅に送付させていただいています。被保険者証を失くしてしまった場合でも、申請はできますので、申請の際に失くしてしまったことを伝えてください。

Q 更新申請はいつからできますか？

A 更新申請は、有効期間（被保険者証に記載）満了の 60 日前からできます。更新申請の対象の方で、介護サービスの利用がある方については、更新申請の案内を送付しますので、ご利用ください。

Q 調査を受けるとき気をつけることはありますか？

A 対象者の最近 1 週間の心身の状況を正確に伝えていただくことが重要です。調査には対象者の日頃の状況を知っているご家族等に立ち合いをお願いしており、対象者の普段の状況や手間を具体的に聞かせていただきます。なお、対象者の前で話しづらいことは、電話または別室で調査員にお伝えください。

Q 申請後、認定結果が通知されるまでには何日くらいかかりますか？

A 申請から約 30 日で認定結果を通知させていただきます。ただし、調査や主治医意見書の提出状況により、認定結果の通知が遅くなる場合もあります。

Q 申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用することはできますか？

A 申請日（入院している場合を除く）から介護サービスを利用することができます。まず、ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーが決まっていない場合は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

Q 要介護認定を受けており、市外に転出します。要介護度はどうなりますか？

A 住所を異動して 14 日以内に介護保険の転入の手続きを行うことで、一定の期間、みよし市で判定された介護度が転入先の市区町村でも継続することができます。
転出先での介護サービスについては、ケアマネジャーにご相談ください。